

## **〔事案 25-152〕 遡及解約手続請求**

・平成 26 年 9 月 17 日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時の状況を調べてほしいと依頼したが、保険会社の対応に時間がかかり契約が失効したことを理由に、同対応の遅れを考慮した時期に遡及して解約することを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 15 年 10 月に利率変動型積立保険を契約したが、平成 24 年 7 月になって、募集人から説明を受けていた内容（貯蓄型）と、実際の内容（掛捨て型）が異なることが分かった。そのため、保険会社に対し、「この契約は必要ないし、必要ないのにこれ以上払い込みはしたくない」と伝え、申込時の状況を確認するために、「申込書の控えをいただきたい」「申込時の状況を調べてほしい」と申し出をし、保険料引き去り手続を中止したところ、申込状況を確認できないまま自動振替貸付の成立後に契約が失効してしまった。

しかしながら、保険会社の対応に遅れがなければ、早い時期に解約ができたので、対応の遅れを考慮した時期に遡及して、契約を解約してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、失効前の時期に、当社に対して解約の明確な意思は表明していない。
- (2) 当社は、申立人からの要望に対して、その都度適切に真摯な対応をしており、手続きの遅れもない。その他、遡及的に解約処理をするべき理由がない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行ったところ、紛争の早期解決の観点から保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。